

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、障害のあるなしに関わらず、市民誰もが互いに尊重し、その存在を認め合い、住み慣れた地域で、その人らしさを発揮しながら安心して暮らせる共生社会を目指し、基本理念を「互いにみとめあい 住みなれた地域で その人らしく暮らせるまち にしわき」とします。

この基本理念に基づき、5つの基本目標を設定し、それぞれについて施策の方向をまとめています。

基本理念

互いにみとめあい 住みなれた地域で その人らしく暮らせるまち にしわき

基本目標1

人権を尊ぶ
まちづくり

基本目標2

成長と学びを支える
つながりづくり

基本目標3

住み慣れた地域での
安全・安心な
暮らしづくり

基本目標4

社会参加と
生きがいづくり

基本目標5

共に暮らせる
地域づくり

2

基本目標

I 人権を尊ぶまちづくり

障害者差別解消法の趣旨に基づき、障害のある人に対する社会的偏見や差別等の社会的障壁を取り除くよう、障害についての理解や差別解消に向けて取組を進めます。特に、障害のある人に対する虐待については、絶対にあってはならないとの認識を持ち、虐待防止とともに早期の発見と対応を目指します。また、障害のある人が必要な情報を得ることは、障害のある人の基本的人権を保障する重要な要素であることから、情報提供体制の充実を図ります。

II 成長と学びを支えるつながりづくり

健診や相談の充実を図り、障害を早期に発見し、早期療育につなげることで、障害のある子どもの発達や成長を支援します。

また、障害のある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育・就労等の連携強化により、障害のある子ども一人ひとりの個性と能力を最大限に伸ばし、将来において自分らしく生きていく力を養うことを目指した切れ目のない支援体制の整備を図ります。

III 住み慣れた地域での安全・安心な暮らしづくり

障害のある人が地域で自立して安心して暮らしていけるように、相談支援、権利擁護、住まい、生活支援、保健・医療、防災・防犯等の様々な面での支援の充実を図りながら、地域生活拠点の整備や地域で障害のある人を包括的にケアしていく地域包括ケアシステムについて検討するなど、地域全体で一人ひとりの障害の特性等に応じたサポート体制の構築に努めます。

IV 社会参加と生きがいづくり

障害のある人が、一人ひとりの適性と能力に応じて、継続して働けるように、関係機関や事業所等と連携し、就労訓練や雇用に向けた企業への働きかけ、一般就労への取組等の就労に対する支援を充実します。

また、障害のある人の多様な社会活動への参加を促進するため、交流機会の拡充、コミュニケーション支援や移動支援の整備等に取り組みます。

V 共に暮らせる地域づくり

障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや地域で共に暮らせる共生社会の形成につながる地域づくりを目指します。

3 施策の体系

基本理念

互いにみとめあい 住みなれた地域で その人らしく暮らせるまち にしわき

【 基本目標 】

【 施策の方向 】

I
人権を尊ぶまちづくり

- (1) 人権意識の高揚
- (2) 差別解消と合理的配慮の促進
- (3) 障害のある人への虐待の防止
- (4) 障害のある人の権利の保障と権利擁護の推進

II
成長と学びを支える
つながりづくり

- (1) 早期発見・療育のための健診と相談支援の充実
- (2) 療育・保育・教育の充実
- (3) 医療・生活安定に向けた支援

III
住み慣れた地域での
安全・安心な暮らし
づくり

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 暮らしの場の確保
- (3) 生活支援の充実
- (4) 生活安定に向けた支援
- (5) 保健・医療の充実
- (6) 暮らしの安全・安心の確保
- (7) 情報提供の充実

IV
社会参加と生きがい
づくり

- (1) 就労支援の充実
- (2) 居場所・生きがいづくりの支援の充実
- (3) コミュニケーション支援の充実
- (4) 移動支援の整備

V
共に暮らせる地域
づくり

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 共に支え合う地域福祉の推進
- (3) 人材の育成・研修の充実

4 重点取組

障害者施策については、差別解消に向けた取組や生活支援の充実、社会参加の拡充等の多岐にわたる分野での様々な取組を展開していく必要があります。

その中でも、特に本計画の期間中に重点的に推進する取組として、障害のある人を取り巻く社会環境の変化や法制度の動向を踏まえて、次の4項目を、本計画における重点取組とします。

